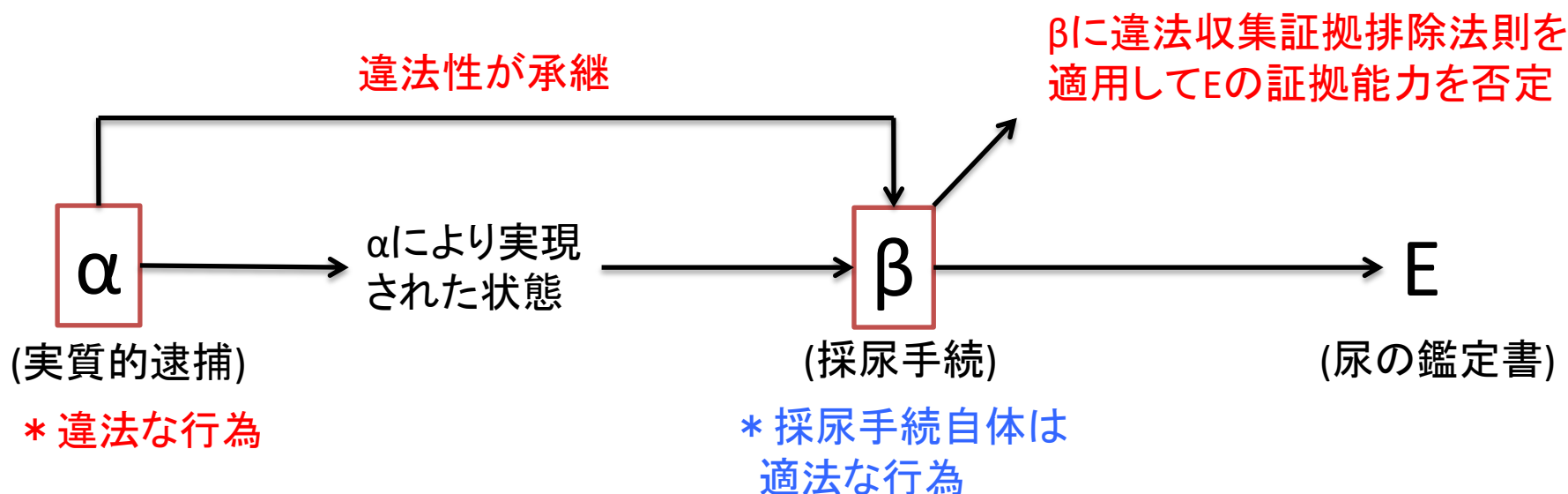


設問30 違法収集証拠排除法則(3)

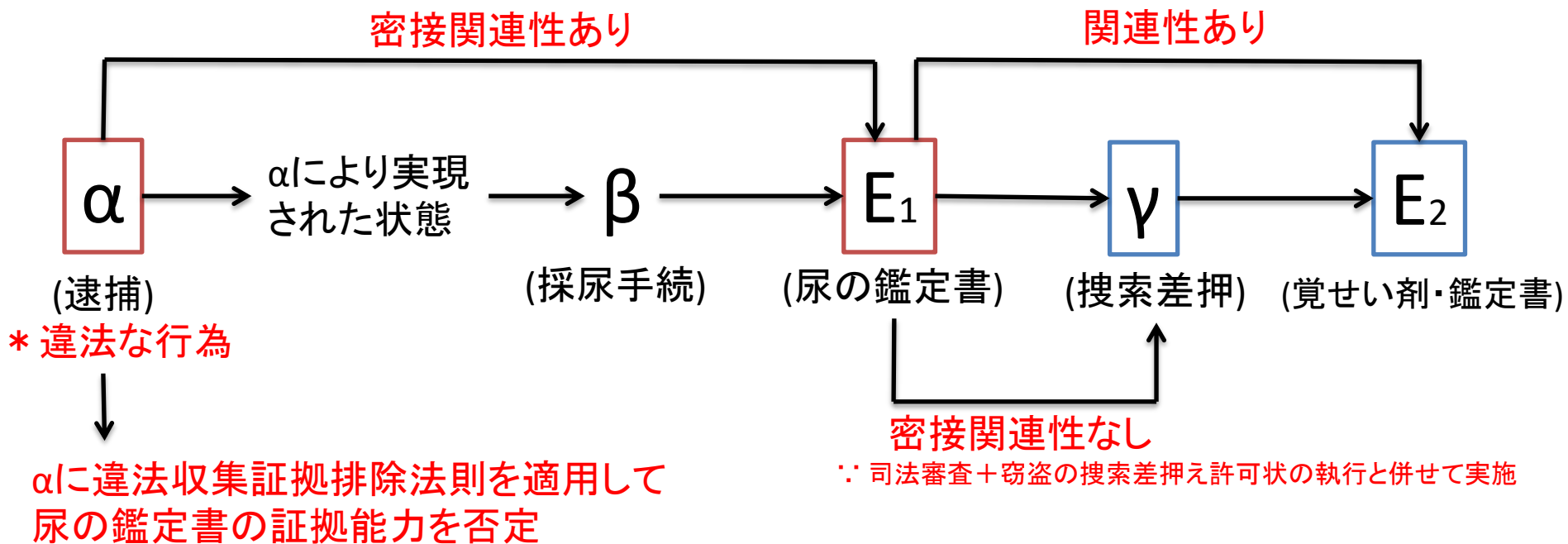
①最判昭和61・4・25(奈良生駒事件)



設問30 違法収集証拠排除法則(3)

②最判平成15・2・14(大津事件)

→ 証拠能力のない証拠(尿の鑑定書)と関連性を有する証拠(覚せい剤)の証拠能力



30 違法収集証拠排除法則(3)

1 任意同行の適法性

- (1) まず尿の鑑定書の証拠能力を検討する前提として、先行する任意同行の適法性を検討する。

任意同行が実質的逮捕と評価できる場合は令状主義（憲法 33 条、199 条 1 項）に反し、違法となるところ、両者の区別基準が問題となる。

逮捕とは、被疑者の意思を制圧して、身体に制約を加えて捜査目的を達成する強制処分である。そこで、諸般の事情を考慮して、被疑者の意思を制圧したといえる場合は実質的逮捕に当たると解する。

- (2) 本件において、K は逮捕状の準備もなく、単に X に対し覚せい剤使用の疑いを抱いたことで、嫌がる X を無理やりパトカーの後部座席に押し込み、警察署に同行している。そうだとすれば、K は被疑者 X の意思を制圧したといえる。

そのため、本件任意同行は実質的逮捕と評価できる。

- (3) したがって、本件任意同行は違法である。

2 違法性の承継

- (1) 先行する任意同行の違法が、その後の採尿手続きに影響を及ぼさないか。

司法の廉潔性、適正手続の保障、違法捜査抑止という違法収集証拠排除法則の趣旨を没却しないために、先行手続と、その後の証拠収集手続とが一体の手続と評価し得る場合、具体的には、両手続が密接な関連性を有する場合には、先行手続の違法が証拠収集手続に承継されると解する。

- (2) 本件任意同行は警察署で X の採尿をすることを目的としてなされているところ、先行する本件任意同行とその後の本件採尿手続とは密接な関連性を有するといえる。

- (3) したがって、本件任意同行の違法は本件採尿手続に承継される。

3 違法収集証拠排除法則

- (1) ①令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、かつ、②将来における違法捜査を抑止するために排除することが相当であるといえる場合に違法収集証拠として証拠能力が否定されると解する。

- (2) 本件において、K には令状主義の諸規定を潜脱する意図はなく、本件採尿手続では何らの強制を加えられていない。また本件採尿は X の自由な意思による応諾に基づいて行われている。しかし、上記のように本件任意同行は実

質的逮捕に当たるところ、これは令状主義自体に反する違法である。そうだとすれば、当然に①令状主義の精神を没却するような重大な違法といえる。また本件違法を伴うような捜査は抑止されるべきであるから、②将来における違法捜査を抑止するために排除することが相当であるといえる。

したがって、本件尿の鑑定書の証拠能力は否定される。

(3) よって、本件尿の鑑定書を X の公判で証拠として用いることはできない。

以上